

令和 9 年度採用 石巻市職員初級（高校卒程度）採用試験要項
 << 行政・土木 >>

○ 受付期間 令和 8 年 7 月 1 日（水）午前 8 時 3 0 分から
 令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午後 5 時まで

○ 第 1 次試験 令和 8 年 9 月 2 0 日（日）

1 試験職種・採用予定人員・職務内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政（事務）	6 名程度	行政事務に従事します。
土木	2 名程度	土木に関する技術的かつ専門的業務に従事します。

2 受験資格

(1) 年齢・資格

試験職種	受験資格
行政（事務）	平成 1 7 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 4 月 1 日までに生まれた者
土木	

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしていても受験できません。

- ・ 日本の国籍を有しない者
- ・ 石巻市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・試験科目・試験会場

試 験 日 時			試 験 科 目	対象者	試験会場
第1次試験	令和8年 9月20日 (日)	10:00～12:00	教 養 試 験	全 員	石巻市役所 本庁舎4階 (変更となる 場合があります。)
		13:00～14:00	作 文 試 験	行 政	
		14:20～14:40	職 場 適 応 力 診 断		
		13:00～14:30	専 門 試 験	土 木	
		14:50～15:50	作 文 試 験		
		16:10～16:30	職 場 適 応 力 診 断		
第2次試験	令和8年10月17日(土)・ 18日(日)のうち指定する1日		面 接 試 験	第1次試験 合格者のみ	後日決定 (別途通知)

4 試験内容

試験科目			内容	問題数 時間等
第1次試験	教養試験		時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	40題 2時間
	専門試験	土木	数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工	30題 1時間 30分
	作文試験		公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての記述試験	800字 1時間
	職場適応力診断		公務員に求められる資質についての検査	132題 20分
第2次試験	面接試験		公務員としての適格性についての面接	

※ 最終合格者には、所定の健康診断書の提出を求めます。

5 受験手続

受験の 申込方法	<u>インターネットの専用サイト（パブリックコネクト）</u>より入力を行ってください。 ※申込フォームは、下記を選択してください。 ・行政（事務）：【初級（高校卒程度）】行政（事務） ・土 木：【初級（高校卒程度）】土木 申込フォームはこちらから URL： https://public-connect.jp/employer/45715/job/list ● 専用サイト（パブリックコネクト）への無料会員登録後、申込み（エントリー）が可能となります。 ● <u>原則申込フォームからの申込みとなります。</u> 
受付期間	令和8年7月1日（水）午前8時30分から8月14日（金）午後5時まで ● 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は受験できません。余裕をもって申込みをしてください。
受験票の 交付	● 受験票は専用サイト（パブリックコネクト）で申込み後、マイページのエントリー一覧からダウンロードし、<u>印刷の上、試験当日に持参してください。</u>
問合せ先	● 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市総務部人事課 ☎ 0225-95-1111 内線 4065

※試験要項は、石巻市総務部人事課、各総合支所又は各支所で配布します。※土日祝日を除きます。

6 合格発表・採用時期

合格 発表	第1次	10月上旬～中旬に公告するほか、受験者全員に通知します。
	第2次	10月下旬～11月上旬に公告するほか、第2次試験受験者全員に通知します。
採用時期		原則として、令和9年4月1日から採用します。 ただし、採用予定日より前倒しで採用する場合があります。
留意事項		令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができない、または採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

7 給与

- (1) 令和8年4月1日採用の新卒者の初任給は次のとおりですが、人事院勧告等により4月に遡及改正されることがあります。

初 任 給	200,300円
-------	----------

- (2) 上記のほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等がそれぞれの要件により支給されます。